

## 会 議 経 過 報 告

名 称 厚木愛甲環境施設組合事業懇話会  
日 時 平成25年3月21日(木)午後3時～午後4時15分  
場 所 厚木商工会議所3階中会議室303号室  
出席者 【構成員】 10人  
厚木市 5人(1人欠席)  
愛川町 3人  
清川村 2人(1人欠席)  
【組 合】  
事務局職員 5人

### 【会議概要】

1 開 会

2 あいさつ (会長)

3 案 件

(1) 最終処分場施設整備に係る保安林解除の進捗状況について

○ 事務局から説明。

### 【質疑等】

委 員) 保安林解除申請函書の作成に当たり、コンサルと委託契約を締結していますが、業者の選定方法を教えてください。

事務局) 専門的知識を有した業者の提案(プロポーザル)方式により、構成市町村の副市町村長及び部課長が評価採点を行い、業者を選定しました。

委 員) 保安林とは、どのようなものですか。事業区域面積と保安林解除面積が違うのは、どういう理由ですか。また、保安林解除申請書の提出後の流れはどうなりますか。

事務局) 当該予定地の保安林指定に関しては、国の土砂流出防備林、県の保健保安林、それぞれの目的を持った区域の指定が掛かっており、県央地域県政総合センターを窓口にして神奈川県の本課から国への進達の段階を経て解除される流れとなります。

事業区域面積と保安林解除面積の差については、事業区域には保安林でない区域も含まれていることや、森林法に基づく森林率を維持すべく、周辺を取り巻く形で残置森林を事業区域に取り込んでいることから、差が生じています。

保安林解除申請書を本年2月、県央地域県政総合センター森林保全課に提出し、現在、県環境農政局水源環境保全課において審査をしている状況です。

委 員) 2月に保安林解除申請書を提出して、順調に進んだ場合、約半年くらいで解除され

る見通しですか。

事務局) はい、そのとおりです。

委員) 保安林解除事務に対し補助金はあるのですか。

事務局) 保安林解除事務における図書の作成業務と造成・構造物工事などは、別の事業でありまして、事業によっては補助金が受けられるものもあります。

委員) 最終処分場の地元対策委員会「柿坂あすなろ会」は、あくまで条件付同意で進められてきた。聞くところによると、保安林解除面積が広すぎるということで、肝心な進入路が狭くなったと聞くが、村議会や村役場への説明が先で、地元への説明が後回しになったそうです。跡地利用を考えると道路は広いほうが有効利用できてよいと思いますが、そのあたりの経緯を教えてください。

事務局) 県としては森林を守る観点から必要最小限の解除しか認めない立場であり、地元からのご意見を踏まえ、再三にわたり県への説明や地元調整を行い、県とすり合わせをした結果を、10月31日に地元「柿坂あすなろ会」に説明しました。その際、これが最大限の計画ということでご理解をいただいております。

委員) 議会や村役場への説明が先で、その後、地元説明の流れになった形だと思います。清川村の住民は、反対運動もしない静かな人ばかりで、議会や役場の言う事を聞く人が多いのです。道路が狭いということは、将来、大型車がどのように入っていくか分からない状況で、すれ違いきない道路では困ると思います。当初の条件付同意に至っていないという声を聞きますが、いかがでしょうか。

事務局) 説明の順序ですが、保安林の性質上、最小限しか解除しないのが全国共通です。施設を運営していく上で、必要最小限度、つまり、今回の場合ですと大型車が1日3台程度通る道しか許可しないという前提があり、組合としても当初の計画に近づけるよう、跡地利用等も把握した上で努力してきました。付替道路については、幅員5メートルはできないという指導がありましたが、実現するため多方面にわたり考えを巡らせ、村道にして、村道規格を利用して5メートルの道路が認められました。こうしたことから、はじめに村へ説明した関係で、順序が逆と言われてしまうのかと思います。

委員) 内容は確認できました。ありがとうございました。

## (2) 平成24年度組合事業の執行状況について

○ 事務局から説明。

### 【質疑等】

委員) 11月2日に議員先進事例視察の内容は。また、中間処理施設について、今後どのように進めていくのかお聞きしたい。

事務局) 議員の先進事例視察でございますが、組合が計画しているクローズドシステム型の

屋根付きの処分場は日本全国で約50カ所、関東近辺では長野県と千葉県にあります。今回、長野県山形村に行き、施設稼働上の課題や問題点などを聞いてきました。

中間処理施設については、厚木市のほうで地元との調整を含めて進めておりますので、組合としては厚木市から選定の報告を受けて、それから施設整備の動きが進む形になります。現状は厚木市の地元調整の状況を見守っている状況です。

委員) 長野県山形村の最終処分場は、組合方式でなく、村独自にやっているのですか。

事務局) はい、そのとおりです。

委員) 中間処理施設の場所の選定に関して、組合は厚木市の指示で動くということですね。しかし、もう少し組合と厚木市がお互い密にして取り組んでいかないと決まらないと思います。最終処分場だけ進んで、中間処理する施設ができなければ何にもならないと思います。ぜひ前向きに考えていただきたい。

事務局) 構成市町村と組合の役割分担として、候補地の選定までを市町村で行い、建設は組合で行います。ただ、ある程度の段階で地元へ施設整備の内容を説明し、厚木市と協力して進めなければいけないと思っています。今後も、一生懸命進めていきます。

委員) よろしくをお願いします。

委員) 中間処理施設について、厚木市に決まったのは、ごみの量や人口の集中、運搬に係る燃料費等、その辺の関係で決まったのですか。

事務局) 組合をつくる段階で、施設の配置分担を決めております。清川村と愛川町には最終処分場を交互に担っていただき、厚木市は中間処理施設を立地することとなっております。おっしゃるように、ごみの一番多いところに処理する場所があったほうが効率的で都合がよいからだと思います。

委員) 中間処理施設については、地元にお世話になるという意気込みを持ってやるしかないと思う。組合も組合議会も、住民も、いろいろな形で地元の方に関わりを持って進んでいくしかないと思う。厚木市と手と手を取り合って、いろいろな角度から進めていただきたい。

事務局) 役割分担もありますが、実現に向けて頑張っていきたいと思っています。

委員) 東京都新宿区の例もありますが、ごみの焼却施設を造るのは大変なことだと思います。私としては、最終処分場と中間処理施設、それぞれいろいろな面でバックアップできればと思います。

委員) 情報提供します。寒川町と茅ヶ崎市では、中間処理施設を茅ヶ崎市に配置し、リサイクル施設を寒川町の中間処理施設の跡地に建設し4月から稼働しております。最終処分については、千葉県のほうに持って行っており、今後、最終処分場が課題となっているようです。リサイクルセンターではベルトコンベアーで不純物を手で選別作業をしており、大変な作業の様子でした。厚木市上古沢にあります資源再生館は寒川よ

り規模が少し小さいけど同じ選別作業をしていました。

清川村ではプラスチック製包装容器の分別を始めて6カ月になりますので、問題点や資源再生方法について、村の担当者に来ていただき、説明をしていただく予定です。

#### 4 その他

委員) 平成22年度から23年度にかけて、組合に派遣された職員が体調を崩したと聞いています。仕事上、いろいろなご苦労があったと思われませんが、その辺の事情をお答えできる範囲でお聞きしたい。

事務局) 組合には構成3市町村から職員が派遣されています。当時の人間関係につきましては、聞いておりませんが、風通しのよい職場環境をつくっていくことが何より大事だと思います。役割分担をしっかりと整えて、協力し合って事務を進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員) よろしくお願ひします。

事務局) 皆様には、1年間いろいろなご意見をいただき、ありがとうございました。

#### 5 閉 会 (副会長)